

宝塚市介護予防支援・介護予防ケアマネジメントQ&A

更新日：令和6年7月11日

No.	質問項目	質問内容	回答
1 契約		地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどうすればよいか。	当該利用者について、地域包括支援センターから委託を受けずに介護予防支援を行う場合は、利用者と契約する必要があります。また、利用するサービスが月によって異なることで、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の切り替えが発生すると想定されます。そこで、予め、利用者、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの三者契約とすることで、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができるため、本市では三者契約を推奨しています。三者で契約を行う場合の契約書・重要事項説明書の参考様式（雛形）は、本市ホームページに掲載していますので、各事業者の判断にて適宜修正の上、ご活用ください。なお、三者での契約ではなく、利用者と介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の間で契約することも可能ですが、「介護予防ケアマネジメント」に切り替える場合には、新たに利用者と地域包括支援センターとの間で契約する必要がありますのでご注意ください。
2 契約		介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所において、地域包括支援センターから再委託で受けている介護予防支援の利用者は全て三者契約に切り替える必要があるか。	介護予防支援の利用者については、圏域の包括と調整の上、直接担当する旨の同意を得た利用者から順次、新しい契約方式（三者契約）に切り替えることができます。
3 契約		介護予防支援の指定を受けていない居宅介護支援事業所も新しい契約方式（三者契約）に切り替える必要があるか。	必要ありません。介護予防支援の指定を受けていない居宅介護支援事業所は従前通り包括からの再委託でのみ担当することになりますので、地域包括支援センターが従前の介護予防ケアマネジメントの契約を締結します。

4	報酬・加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できるか。	算定できます。 なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。 【参考】令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.3）（令和6年3月29日）問7 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001239536.pdf
5	報酬・加算	居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算は算定できるか。	委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。
6	ケアマネジメント業務	地域包括支援センターから介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所への委託はできなくなるのか。	介護予防支援の指定の有無にかかわらず、これまで通り、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託により介護予防支援を実施することができます。
7	ケアマネジメント業務	本市に居住実態がある他市の被保険者に対して、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が直接、介護予防支援を行うことは可能か。	介護予防支援は保険者ごとに指定を受ける必要があるため、宝塚市の指定のみでは他市の被保険者に直接、介護予防支援を行うことはできません。
8	その他	介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更した場合の届出と被保険者証の取り扱いはどうなるか。	予防給付を利用している利用者（介護予防支援）が総合事業のみの利用（介護予防ケアマネジメント）になる場合、居宅介護支援事業所は地域包括支援センターから再委託を受けての業務になります。予め三者契約を行い、包括的な委託として届出している場合は、届出の際、被保険者証の提出は不要となりますが、被保険者証の届出日などが更新されないため、各事業所においても届出書の控えを保管するなどして対応してください。